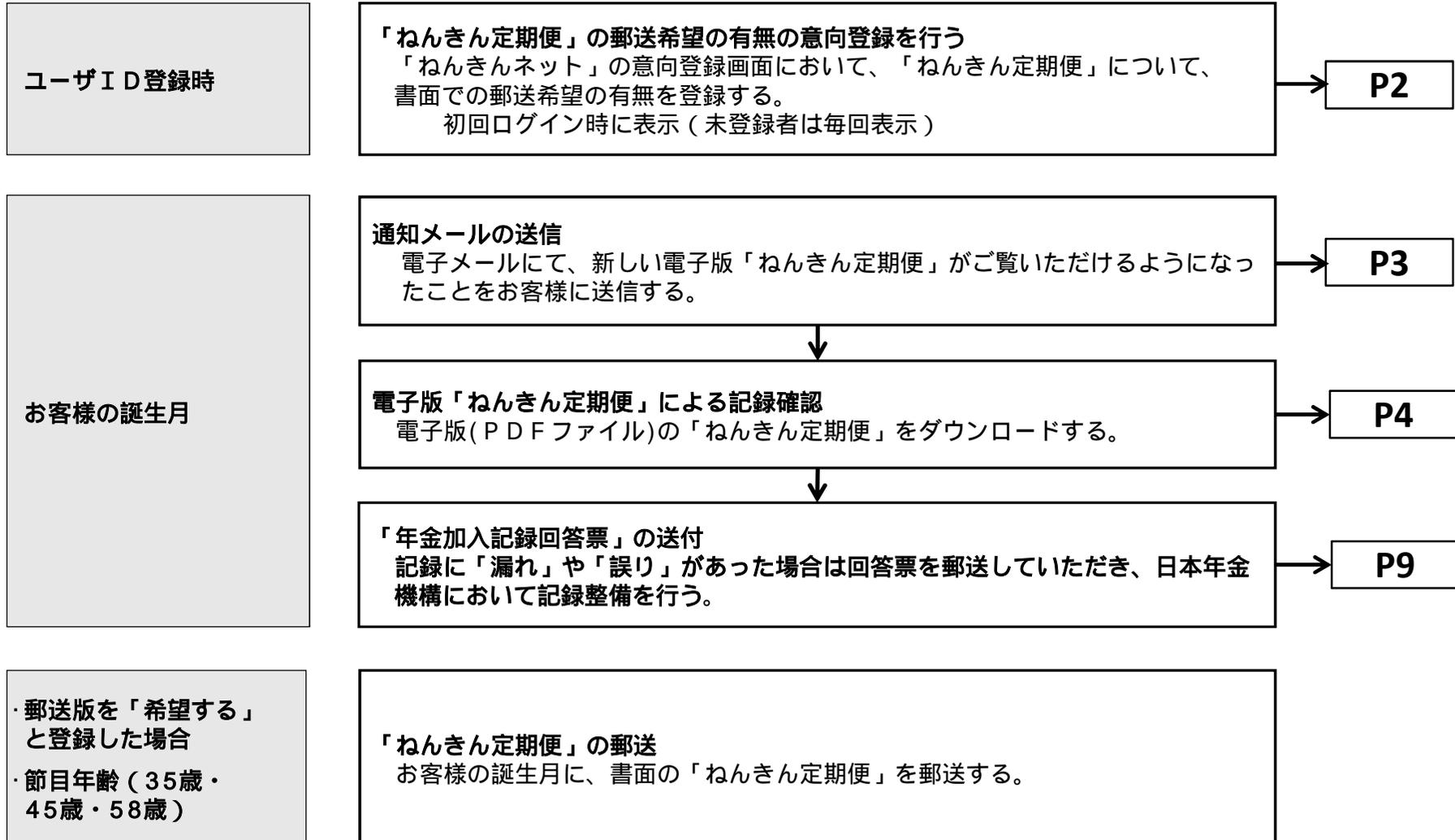


## 電子版「ねんきん定期便」について

「ねんきんネット」の利用者に対し、平成24年度の「ねんきん定期便」からインターネットによる通知（電子版ねんきん定期便）を開始する（平成24年4月実施予定）



# 郵送希望の有無の登録画面

**日本年金機構** **ねんきんネット**  
Japan Pension Service

[ログアウト](#)

文字のサイズ 小 中 大

ねんきんネット  
トップ年金記録照会私の履歴整理表  
作成年金見込額試算国民年金死亡者  
記録検索

▶ アンケート回答▶ 継続からのお知らせ確認▶ パスワード変更▶ メールサービス登録/変更/削除▶ サービス利用停止依頼▶ 本人属性登録/変更

[日本年金機構トップページ](#) > [ねんきんネット](#) > 「ねんきん定期便」等の郵送希望の有無の登録/変更

## 「ねんきん定期便」等の郵送希望の有無の登録/変更

これまで誕生月に郵送でお送りしてきた「ねんきん定期便」を「ねんきんネット」でご確認いただくことができるようになりました。

この電子版「ねんきん定期便」は、年に一度お送りする郵送版と異なり、

- (1) 毎月、新しい記録に更新されるほかに、
- (2) これまでのご加入いただいた記録のすべてを確認することができます。  
(郵送版は節目年齢を除いて直近一年間の記録のみ)

なお、郵送版に代えて電子版「ねんきん定期便」をご利用いただくことで郵送費等のコスト削減や紙文書を減らすことによる地球環境への配慮につながります。

お手数をおかけしますが、「ねんきん定期便」の送付対象となる方(下記の方を除く。)のうち、郵送希望の有無についてご登録いただいていない場合には、この機会に意向登録をしていただきますようお願いいたします。

- ※「ねんきん定期便」の送付対象とならない方
- (1) 厚生年金に加入されるご予定のない年金受給者の方
  - (2) これから年金請求をされる方で現在年金制度に加入されていない方
  - (3) 海外にお住まいの方

※電子版「ねんきん定期便」のみを希望する方であっても、節目年齢(35歳・45歳・58歳)には書面の「ねんきん定期便」が郵送されます。

電子版「ねんきん定期便」で十分であると思われる方は、書面による郵送を「希望しない」を、引き続き書面による郵送を希望する方は「希望する」を選択し、【登録内容を確認】ボタンを押してください。

電子版「ねんきん定期便」はメールでご案内いたしますので、メールサービスをご登録いただくようお願いいたします。

<b>1</b>	<b>ねんきん定期便の郵送希望</b>	未登録
----------	---------------------	-----

**1** **ねんきん定期便について、書面での郵送を希望しますか。**  
国民年金または厚生年金保険に加入中の方は選択してください。

ねんきん定期便の送付対象とならない下記の方は、郵送希望のご登録をしていただく必要はありません。  
【ねんきんネット(トップページ)に戻る】をご選択ください。

- (1) 厚生年金に加入されるご予定のない年金受給者の方
- (2) これから年金請求をされる方で現在年金制度に加入されていない方
- (3) 海外にお住まいの方

希望する 希望しない

← **ねんきんネット**  
(トップページ)に戻る

**登録内容を確認**

▲ このページのトップに戻る

## 誕生日に送付する電子メールの案文

【ねんきんネット】今年度より、「ねんきん定期便」を「ねんきんネット」でご確認いただくことができるようになりました。 - Microsoft Internet Explorer

【ねんきんネット】今年度より、「ねんきん定期便」を「ねんきんネット」でご確認いただくことができるようになりました...

送信日時:  
宛先:

〇〇様

日頃から日本年金機構の「ねんきんネット」をご利用いただきありがとうございます。  
今年度より、これまで誕生日に郵送でお送りしてきた「ねんきん定期便」を「ねんきんネット」でご確認いただくことができるようになりました。

この電子版「ねんきん定期便」は、年に一度お送りする郵送版と異なり、  
(1) 毎月、新しい記録に更新されるほかに、  
(2) これまでのご加入いただいた記録のすべてを確認することができます。(郵送版は節目年齢を除いて直近一年間の記録のみ)

以下のリンク先より、ログインしていただき、ご確認ください。  
[http://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](http://www.nenkin.go.jp/n_net/)

なお、郵送版に代えて電子版「ねんきん定期便」をご利用いただくことで郵送費等のコスト削減や紙文書を減らすことによる地球環境への配慮につながります。

お手数をおかけしますが、郵送希望の有無についてご登録いただいていない場合には、この機会に意向登録をしていただきますようお願いいたします。

※電子版「ねんきん定期便」のみを希望する方であっても、節目年齢(35歳・45歳・58歳)には書面の「ねんきん定期便」が郵送されます。

-----  
日本年金機構  
ホームページ: <http://www.nenkin.go.jp/>  
-----

【ご注意】  
当メールの送信アドレスは送信専用です。返信はできませんのでご了承ください。

- 当メールに関するお問い合わせ先

日本年金機構: ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル  
TEL: 0570-058-555 (ナビダイヤル)  
03-6700-1144 (IP電話・PHS用電話)  
受付時間: 月～金曜日 9:00～20:00  
第2土曜日 9:00～17:00

- なお、日本年金機構からのメール配信の停止を希望される方は、日本年金機構「ねんきんネット」にログインして、「メールサービス登録/変更」から、メール配信希望を変更してください。  
[http://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](http://www.nenkin.go.jp/n_net/)

不明なゾーン (混在)

# 電子版「ねんきん定期便」(案) 【現在調整中】

「ねんきんネット」から「ねんきん定期便」をお届けします。

「ねんきん定期便」は、毎年、国民の皆様は、年金加入記録をご確認いただくとともに、年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、日本年金機構が厚生労働省から委託を受け、年金加入期間や加入実績に応じた年金額などの年金に関する情報をお届けするものです。

お知らせした年金記録に「もれ」や「誤り」があった場合は、○ページの「年金加入記録回答票」にご記入のうえ、△ページの宛名シールを用いてご郵送いただくか、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」にお電話いただければ、料金受取人払いの返信用封筒とともに「年金加入記録会投票」を郵送いたします。

「ねんきんネット」にメールアドレスを登録いただいている方には、一年に一度、誕生月に電子メールでお知らせをさせていただいております。メールアドレスの登録がお済みで無いかたは、是非メールアドレスをご登録ください。

## ねんきん定期便の内容

### ○ねんきん定期便

- ・「これまでの年金加入期間」、「これまでの加入実績に応じた年金額」です . . . . . 1 ページ
- ・これまでの『年金加入履歴』です . . . . . 2 ページ
- ・厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況です (※) . . . . . 3 厚ページ  
(※) 厚生年金保険の加入履歴がある方のみお届けしています。
- ・これまでの国民年金保険料の納付状況です (※) . . . . . 3 国ページ  
(※) 国民年金の加入履歴のある方のみお届けしています。

### ○ねんきん定期便の見方

<http://www.nenkin.go.jp/xxxx/xxxx/xxxx.html>

ねんきん定期便の見方は、こちらをご覧ください。

### ○ねんきん定期便パンフレット

<http://www.nenkin.go.jp/xxxx/xxxx/xxxx.html>

## ねんきん定期便に関するお問い合わせ先はこちらです。

[http://www.nenkin.go.jp/n\\_net/contact.html](http://www.nenkin.go.jp/n_net/contact.html)

年金の記録に関するお問い合わせはコールセンターまたはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

あなた様の照会番号

(照会番号は、お問い合わせの際に必要となります。)

# ねんきん定期便



日本年金機構

Japan Pension Service

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

照会番号

(照会番号は、お問い合わせの際に必要となります。)

「これまでの年金加入期間」、「これまでの加入実績に応じた年金額」です

このお知らせの見方は、パンフレットをご覧ください。

## 1 これまでの年金加入期間

国民年金			厚生年金保険	船員保険	年金加入 期間合計 (未納期間を除く)
第1号被保険者 (未納期間を除く)	第3号被保険者	国民年金計 (未納期間を除く)			
月	月	月	月	月	月

上記のあなた様の年金加入期間の情報は、1 1 X X X X X X X X X X 時点の年金加入記録に基づき作成されています。

## 2 これまでの加入実績に応じた年金額 (今後の加入実績により年金額は増加します。)

老齢年金を受給するためには、原則として25年(300月)以上の年金加入期間(保険料納付済期間等)が必要です。

厚生年金基金加入期間も通常の厚生年金保険加入期間とみなして計算しています。

以下のあなた様の年金額試算、および保険料納付額の情報は、1 1 X X X X X X X X X X 時点の年金加入記録に基づき作成されております。

年金額が出力されていない場合は、パンフレットをご覧ください。

(1) これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額	(年額)	円
(2) これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額	(年額)	円
これまでの加入実績に応じた老齢年金額 【老齢基礎年金+老齢厚生年金】	(年額)	円

上記の年金額を、仮に20年間受給した場合の合計額は 円になります。

### (参考) これまでの保険料納付額

(1) 国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
(2) 厚生年金保険(厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
これまでの保険料納付額 【国民年金・厚生年金保険合計】	(累計額)	円

お示ししている年金加入期間や年金額には、共済組合員記録に関する加入履歴は反映されておりません。  
現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。  
各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。





## これまでの国民年金保険料の納付状況です お示ししている納付状況に「誤り」がないかご確認ください

「年度」は、4月から翌年3月までを1年度として表します。 例)平成20年度1月 平成21年1月

年度	納付済月数等の内訳				未納	月別納付状況											
	納付	免除	学生納付特例等	計		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昭和51年以前の国民年金保険料の納付状況の一部については、年度単位で管理しているものがあり、各月毎の納付状況が確認できない場合があります。その場合の月別納付状況欄は「***」が表示されます。																	

納付期限内に保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、情報が反映されるまで「未納」と表示されている場合がありますのでご容赦ください。

# 年金加入記録 回答票

電子版

・年金加入記録に「もれ」や「誤り」がある場合には、この様式に必要な事項をご記入のうえ、郵送ください。（恐れ入りますが、封筒をご用意の上、〇ページの宛名シールをご利用ください。）

ねんきん定期便でお示ししている年金加入期間や年金額には、共済組合員記録に関する加入履歴は反映されておりません。

※ 現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。

※ 各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

1. 氏名・住所等をご記入ください。 (提出年月日 平成 年 月 日)

(フリガナ) 氏名	基礎年金番号		-			
	生年月日	昭和・平成	年	月	日	男・女
現住所	〒 [ ] [ ] [ ] - [ ] [ ] [ ] [ ]					
電話番号	ご自宅 ( )	ご自宅以外 ( )				
代理人氏名	代理人連絡先 ( )					
代理人住所						

2. お知らせした年金加入記録に「もれ」や「誤り」がある場合は、追加すべき記録の内容や、修正すべき記録の内容をご記入ください。（わかる範囲で結構です。）

① 該当番号	② 加入制度	(フリガナ) ③ お勤め先の名称	④ お勤め先の所在地または国民年金に加入していた当時の住所	⑤ 勤務期間または国民年金加入期間	⑥ 年金手帳の記号番号 当時の旧氏名
	国 年 厚 年 船 保			年 月 日から 年 月 日まで	
	国 年 厚 年 船 保			年 月 日から 年 月 日まで	
	国 年 厚 年 船 保			年 月 日から 年 月 日まで	
	国 年 厚 年 船 保			年 月 日から 年 月 日まで	

3. お知らせした厚生年金保険等の標準報酬月額や国民年金の保険料納付状況に「誤り」がある場合は、該当する期間と「誤り」の具体的な内容をご記入ください。

※ ご記入いただいた内容を調査するため、1でご記入いただいた連絡先に、後日、日本年金機構年金事務所よりご連絡させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

⑦ 制度	⑧ 「誤り」のある期間		⑨ 「誤り」の具体的な内容
国 年 厚 年 船 保	昭和・平成	年 月から	
	昭和・平成	年 月まで	
国 年 厚 年 船 保	昭和・平成	年 月から	
	昭和・平成	年 月まで	
国 年 厚 年 船 保	昭和・平成	年 月から	
	昭和・平成	年 月まで	

(注) 「年金加入記録 回答票」に書ききれない場合には、適宜「追加用紙」にご記入ください。